奨　　励　　賞　　規　　程

Ref. No. B004B

第 1 条　本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の個人会員にして受賞選考の時期までになされた分析化学に関する研究が独創的であり、将来を期待させる研究者で、受賞の年の 4 月 1 日現在で満 38 歳以下の者に贈呈する。但し、やむを得ない事由で過去に研究を中断した期間がある場合には、前項の年齢制限を審査委員会で審議の上、変更することができる。

② 業績は、本会論文誌およびその他の論文誌、または特許等の知的財産を対象とし、いずれも公表されたものでなければならない。

③ 受賞の基礎となる業績が共同研究の場合は、主たる研究者について適用する。

④ 学会賞、学会功労賞、技術功績賞受賞者は、受賞できない。また、同一年度の学会賞、学会功労賞、技術功績賞の受賞候補者となることはできない。女性 Analyst 賞と同一内容で応募することはできない。

第 2 条　本賞は、毎年 5 件以内とする。

② 5 件の内 1 件は、企業に所属する者とする。なお、選考結果、企業に所属する者の受賞が 2 件以上になることを妨げない。

第 3 条　本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。

第 4 条　本賞を受けた者は、年会において奨励賞受賞講演を行うほか、本会論文誌「分析化学」に受賞研究に関する総合論文を投稿しなければならない。

第 5 条　会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7 号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。

第 6 条　支部長は、支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。

第 7 条　会員は、その所属する支部推薦委員会に 10 月末日までに候補者を推薦することができる。

第 8 条　候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。

第 9 条　支部長は、支部推薦委員会の議に基づき 5 件以内を順位を付けず、1 月末日までに会長に推薦する。
この推薦に際しては、次の書類を提出する。

a）推薦書［所定の用紙：性別、年齢を明記］

b）推薦理由書［A4 判用紙を縦（1 行 45 字×40 行）に使用し、本文は 4 頁以内（図表を含んでもよい），文献（主要論文並びに特許資料）一覧は 5 頁以内で作成すること］

c）説明資料［特に重要な論文、特許資料の別刷又はコピーその他審査の参考となる資料］

第 10 条　本賞候補者の選考は、奨励賞・技術功績賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
審査の方法は、別途定める賞審査規程による。

第 11 条　審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの 5 件以内を選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を 5 月末日までに会長に報告する。

第 12 条　会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

第 13 条　本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。

1990 年 9 月 21 日、1991 年 6 月 21 日、1998 年 6 月 19 日、1999 年 6 月 18 日、1999 年 12 月 17 日、2005 年 4 月 15 日、2011 年 9 月 29 日、2016 年 10 月 25 日、2018 年 6 月 14 日、2020 年 8 月 20 日、2021 年 8 月 10 日、2024 年 2 月 27 日、2024 年 12 月 16 日一部改定　2026 年 9 月 11 日 B 改定（賞審査員選出規程制定に伴い改定）